国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律(案)
(目的)
第一条 この法律は、国の行政機関の職員並びに政府関係特殊法人の役員及び職員について、その離職後、
国の行政機関又は政府関係特殊法人と密接な関係にある営利企業等の地位に就くことの制限、営利企業等
の地位との兼職の禁止等の措置を定めることにより、国の行政機関の業務の公正な執行及び政府関係特殊
法人の業務の適正な運営の確保を図ることを目的とする。
(定義)
第二条(この法律において「国の行政機関の職員」とは、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第
二条に規定する一般職に属する職員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規
定する特定独立行政法人の職員を除く。)並びに国家公務員法第二条第三項第三号から第八号まで、第十
号、第十一号及び第十六号に掲げる職員(同項第五号、第六号から第七号の二まで及び第十一号に掲げる
職員にあっては、国会議員でない者をもって充てられたものに限る。)をいう。
2 この法律において「政府関係特殊法人」とは、次に掲げる法人(独立行政法人(独立行政法人通則法第

	二の法律において「営手団本」には、
	を受けた去人へ改府関系寺株去人を余く。この法律において「認可法人」とは、特その役員の全部若しくは一部の任命につ
	令で定める法人又は団体(独立行政法人、政府関係特殊法人及び認可法人を除く。)をいう。
5	この法律において「営利企業」
6	6 この法律において「業者団体」とは、営利企業を営む会社その他の団体を主たる構成員とし、
	の利益を増進することを主たる目的とする団体又はその連合体をいう。
	(就職の制限)
第	第三条 国の行政機関の職員並びに政府関係特殊法人の役員及び職員

第四条国の行	(兼職等の禁止)	審査会に付議し、	3 任命権者は、	を受けた場合には、	者をいう。以	に従い行う任	るものとして	2 前項の規定は、	は就いてはならない。	人のうち政令	「営利企業等	う。)は、チ
国の行政機関の職員等は、営利企業若しくは業者団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相	の禁止)	付議し、その議決に基づいて行わなければならない。	前項に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、	場合には、適用しない。	以下同じ。) (政府関係特殊法人の職員にあっては、主務大臣。	に従い行う任命権者(国家公務員法第五十五条第一項の規定その他の法律の規定に	るものとして政令で定める官職にある職員及び政府関係特殊法人の役員を除く。)が、政令で定める基準	国の行政機関の職員等(国の行政機関の職員のうち事務次官、	はならない。	人のうち政令で定めるものと監督関係、契約関係その他の密接な関係にあるものに就くことを承諾し、	「営利企業等の地位」という。)で、その離職前五年間に在職していた国の行政機関	その離職後、政府関係特殊法人、認可法人、外郭団体、
位その他これらに相			国家公務員離職者就職等		次項において同じ。)の承認	の法律の規定により任命権を有する	、政令で定める基準	局長その他これらに準ず		くことを承諾し、又	た国の行政機関又は政府関係特殊法	営利企業又は業者団体の地位(以下

当する地位に就き、又は自ら営利企業を営んではならない。
2 前項の規定は、国の行政機関の職員等が、政令で定める基準に従い行う任命権者(政府関係特殊法人の)
役員及び職員にあっては、主務大臣。次項において同じ。)の承認を受けた場合には、適用しない。
3 前条第三項の規定は、任命権者が前項に規定する承認を行い又は行わないこととする場合について準用
する。
(政府関係特殊法人の役員の任命等)
第五条 政府関係特殊法人の役員の任命又は当該役員の任命に係る認可に当たっては、当該政府関係特殊法
人の役員の数の一定割合以上のものが、国の行政機関の職員の経歴を有する者で政令で定めるものによっ
て占められることとなってはならない。
2 前項に規定する一定割合は、当分の間、三分の一とする。
3 政府関係特殊法人の職員の任用に当たっては、当該政府関係特殊法人の職員のうち政令で指定する地位
にある者の数の一定割合以上のものが、国の行政機関の職員の経歴を有する者で政令で定めるものによっ
て占められることとなってはならない。

二 第四条第一項の規定に違反した者
第三条第一項の規定に違反して営利企業等の地位に就いた者
第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
(罰則)
関係特殊法人の役員の地位及び承認をした理由
三第五条第六項の承認の処分承認に係る者が有する政府関係特殊法人の役員の経歴、承認に係る政府
分にあっては、当該営利企業の事業の内容)及び承認をした理由
法人における官職等、承認に係る同条第一項に規定する地位(自ら営利企業を営むことに係る承認の処
二 第四条第二項の承認の処分 承認に係る者が承認の時に在職していた国の行政機関又は政府関係特殊
をした理由
又は政府関係特殊法人のうち政令で定めるものにおける官職等、承認に係る営利企業等の地位及び承認
第三条第二項の承認の処分 承認に係る者が離職前五年間に在職していた同条第一項の国の行政機関
げる承認の処分に関し、それぞれ当該各号に掲げる事項その他必要な事項を報告しなければならない。

2 国家公务員推戦皆扰戦争審査会の受賞をびこります。 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

附

則

2 国家公務員離職者就職等審査会の設置及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置、関係法律の整備その

他必要な事項については、別に法律で定める。

定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	人と密接な関係にある営利企業等の地位に就くことの制限、営利企業等の地位との兼職の禁止等の措置を	理 由
法人と密接な関係にある営利企業等の地位に就くことの制限、営利企業等の地位との兼職の禁止等の措		国の行政機関の業務の公正な執行及び政府関係特殊法人の業務の適正な運営の確保を図るため、国の行政
営利企業	後、	